

議会運営委員会議会改革検討小委員会 次 第

日時：令和5年3月7日(火)
午前 11 時 45 分
場所：議会運営委員会室

- 1 開 会
- 2 令和4年度答申案の取りまとめについて
- 3 その他
- 4 閉 会

機動的かつ能動的な議会運営 に関する検討結果の骨子（案）

－議会改革検討小委員会報告－（令和5年3月）

1 検討の経過

(1) 議長からの議会改革の取組に関する諮問

令和3年7月5日、議長から議会運営委員会に対し、議会改革の課題として、「①緊急事態等において府議会がその機能を効果的に発揮できる仕組みづくり」、「②機動的かつ能動的な議会運営」等について検討するよう諮問が行われた。

(2) 議会改革検討小委員会

(1)の諮問を受け、令和3年度、令和4年度において、それぞれ、議会運営委員会に議会改革検討小委員会を設置し、令和3年度は①の諮問項目について検討を行い、令和4年3月に「緊急事態における府議会の機能発揮に関する検討結果」を答申した。

令和4年度は②の諮問事項（京都府議会ICT利活用推進・実施計画の進行に関する事項（※）を除く。）について検討を行い、その結果をここに報告するものである。

※ 京都府議会ICT利活用推進・実施計画の進行に関する事項については、別途、議会改革検討小委員会作業部会において報告

◆ 令和4年度議会改革検討小委員会の概要

- 1) 委員長 池田 正義（自民）
同委員 石田 宗久（自民）、中島 武文（自民）、宮下友紀子（自民）、
青木 義照（自民）、古林 良崇（自民）、光永 敦彦（共産）、
馬場 紘平（共産）、平井 斉己（府民）、梶原 英樹（府民）、
諸岡 美津（公明）、小鍛冶義広（公明）
- 2) 設置 令和4年5月18日
- 3) 開催回数 計〇回

2 検討結果等

(1) 近年の議会改革に係る検討結果を踏まえた議員力向上研修の実施

「審議の充実や効果的な政策提案」に関する議会運営については、これまでの議会改革の議論において、一定の結論を得ていることを踏まえ、更なる議会改革の検討を行うためには、外部から新たな知見を得る必要があるとの考えに基づき、全議員を対象とした議員力向上研修を次のとおり実施した。

- **日時**
令和5年2月10日（金） 午前10時30分～11時50分
- **テーマ**
地方議会に係る第33次地方制度調査会答申及び地方自治法の改正、
当面の重要な政策課題等について
- **講師**
全国都道府県議会議長会 青木 信之 事務総長
- **内容**
第33次地方制度調査会の「多様な人材が参画し住民に開かれた地方議会の実現に向けた対応方策に関する答申」（以下「地制調答申」という。）の内容を中心に、議会の位置づけ等の明確化、本会議のオンライン開催や議会に関連する手続のオンライン化、地方議会からの国への意見書の活用・デジタル化、議会のハラスメントの防止など、地方議会に関する改革の状況や課題についての講演

(2) 議員力向上研修を踏まえ、府議会が今後取り組むべき事項

会派を超えて議員が一堂に会し、国の動き等を学ぶ今回の議員力向上研修は非常に有意義であったため、今後も同様の研修を行ってはどうかと考える。

また、この議員力向上研修を踏まえ、今後府議会が取り組むべき事項を以下に示す。

① 京都府議会基本条例に基づく検証

「議会の役割・責任、議員の職務等について、その重要性が改めて認識されるよう、全ての議会や議員に共通する一般的な事項を地方自治法に規定することも考えられる」との地制調答申を受け、地方自治法の改正案が取りまとめられたところである。

「議会の位置づけ等」については、京都府議会基本条例においても明文化し、議会・議員活動の基本としているところであり、今回の地方自治法の改正を機に、審議の充実や効果的な政策提案など、議会基本条例に規定されている府議会の権能や議員の役割が十分発揮されているか検証することが考えられる。

② 府民に開かれた議会のための取組等について

地制調答申では「議会活動に対する住民の理解を深め、住民が議会に関心を持つようにするための取組を進めていくことが必要」としており、その際のデジタル技術等の活用の重要性についても記載されている。

府議会ではこれまで、出前高校生議会（高校生と府議会議員の意見交換会）のオンライン実施などの府民交流の取組や、SNSの活用、ペーパーレス化に伴う委員会資料の議会HPへの掲載、代表・一般質問や総括質疑のリアルタイム字幕配信などの情報発信の取組を行っている。

進展するデジタル技術を効果的に活用し、府民との交流や府民への情報公開の充実など、府民に開かれた議会のための取組を検討していくことが考えられる。

なお、緊急事態においても議会を機能させていくためのデジタル技術の活用については、地方自治法の改正内容やこれまでの府議会のあり方についての議論、今年度の作業部会における議論等を踏まえて検討していく必要があると考えられる。